

# 茨城県意欲と能力のある林業経営体の登録及び公表実施要領

## (目的)

第1 この要領は、森林所有者、市町村等の事業発注者が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

## (林業経営体の定義)

第2 本要領の登録の対象となる林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問わないものとする。

## (林業経営体の登録)

第3 県内において、造林、保育、伐採その他の森林施業を行う場合、知事の登録を受けることができるものとする。

2 森林経営管理法第37条第2項の規定に定める森林経営管理実施権の設定を受けることができる民間事業者は、本要領により登録された林業経営体とする。

## (登録の申請)

第4 第3の1の登録を受けようとする者（以下、「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書（様式1）を知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 組織に関する情報（職員数等）
- (3) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (4) 技術者・技能者数に関する情報
- (5) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
- (6) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (7) 事業区域に関する情報
- (8) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (9) 生産管理の取組に関する情報
- (10) 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
- (11) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (12) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (13) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (14) その他地域への貢献、表彰実績、経営の健全性、指名停止処分等に関する情報

2 前項の申請書には、次の(1)～(9)に掲げる書類を添付するものとする。これに加え、県内に主たる事務所を有する登録申請者のうち第5の2の認定を受けようとする者は(10)の書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下、「認定事業主」という。）である場合は、(1)～(6)の書類の提出を省略することができるものとする。

- (1) 登記事項証明書又は住民票
- (2) 納税証明書
- (3) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
- (4) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類

- (5) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
  - (6) 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書
  - (7) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請として、完成、引き渡し完了した過去5年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
  - (8) 行動規範を作成している場合は、その写し
  - (9) その他知事が定める書類
  - (10) 森林経営集約化計画（様式2）
- 3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して登録申請書の内容等に関する情報提供を求めることができる。
- 4 登録申請書は、知事が別に定める期日までに、登録申請者の主たる事業所の所在地を管轄する農林事務所（正副2部）を提出するものとする。なお、主たる事務所の所在地が茨城県外にある登録申請者にあつては、県内の主たる事業区域の所在地を管轄する農林事務所（正副2部）を提出するものとする。

#### （登録の実施）

- 第5 知事は、第4による登録申請書の提出があつた場合において、当該申請の内容が別記1に掲げる基準にすべて適合すると認めるときは、次に掲げる事項を林業経営体名簿（様式3）に登録するものとする。
- (1) 第4の1の(1)から(14)までに掲げる事項
  - (2) 登録番号及び登録年月日
  - (3) 登録情報の変更年月日
- 2 前項のほか、第4の2の(10)の森林経営集約化計画が別記2に掲げる基準に適合すると認めるときは、知事は登録申請者を森林経営の集約化に取り組む者として認定し、登録するものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は登録を行わないものとする。
- (1) 本要領第9の1の(3)及び(4)により登録を取り消された日から2年間を経過しないとき。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年間を経過しないとき。
  - (3) 法人で、その役員のうち前号に該当する者がいるとき。
  - (4) 登録申請書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき。
- 4 知事は、第5の1及び2の規定に基づく登録の有無について、遅滞なく、林業経営体名簿への登録の可否通知書（様式4）により登録申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、第5の1及び2の規定に基づく登録を行ったときは、遅滞なく、林業経営体名簿を県ホームページにおいて公表するものとする。

#### （登録の有効期間）

- 第6 第5の1及び2の登録の有効期間は5年とする。ただし、林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録経営体」という。）が認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。
- 2 登録経営体は、登録の有効期間の更新を受けることができるものとする。

#### （変更の届出）

- 第7 登録経営体は、第4の1の(1)の基本情報に変更があつた場合は、知事に変更届出書（様式5）を提出しなければならない。
- 2 登録経営体は、第4の1の(2)～(14)に定める事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、知事に変更届出書（様式5）を提出することができるものとする。
- 3 登録経営体が、新たに第5の2の認定を受けようとするとき、又は登録経営体のうち第5の2の認定を受けた者が第4の2の(10)の森林経営集約化計画を変更したいときは、森林経営集約化計画策定（変更）届出書（様式6）を提出するものとする。

- 4 知事は、第7の1から3までの規定に基づく変更届出があった場合は、その内容が第5の1及び2に定める基準に適合すると認めるときは、その届出があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。
- 5 第7の1及び2の規定による変更届出書は、第4の2の規定を準用するものとする。

(森林経営集約化計画の達成状況報告等)

第8 登録経営体のうち第5の2の認定を受けた者は、毎年3月末の森林経営集約化計画の達成状況をとりまとめ、4月末日までに知事に達成状況報告書(様式7)を提出しなければならない。

また、集約化の実施に伴う直近の経営状況について、8月末日までに知事に経営状況報告書(様式9)を提出しなければならない。

(登録の取消)

第9 知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- (2) 登録経営体からの申し出があった場合
- (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (4) その他知事が定める場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を登録取消通知書(様式8)により登録経営体に通知するものとする。ただし、第9の1の(1)に該当する個人の場合にあって、その死亡が確認された場合はこの限りでない。

附則

この要領は、平成30年7月19日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月24日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月24日から施行する。

別記1 意欲と能力のある林業経営体の選定基準

○素材生産を行う林業経営体の基準 1, 2, 3, 5, 6, 及び7

○造林保育を行う林業経営体の基準 3, 4, 5, 6, 及び7

取組事項	基準	考え方	適用	
			生産	造林
1. 素材生産の生産量又は生産性の増加	①素材生産量または生産性が現状より一定以上増加する目標を有していること	生産量又は生産性のどちらかについて、5年後に概ね2割以上又は3年後に概ね1割以上の増加となる目標（ただし、現状で生産量5,000 m <sup>3</sup> /年、生産性11 m <sup>3</sup> /人日（主伐）又は同8 m <sup>3</sup> /人日（間伐）に達している場合は、当該指標については現状以上の目標とすること）	○	
	②生産管理に取り組んでいること（又は今後取り組むこと）	作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し、作業システムの改善など		
2. 原木の安定供給・流通の合理化等	原木の安定供給・流通の合理化等に取り組んでいること（又は今後取り組むこと）	製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、いわゆる顔の見える木材での快適空間づくりなど	○	
3. 主伐後の再造林の確保	①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること（又は今後確保すること）	a)主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施できる体制、又は、b)主伐と再造林のどちらか一方を直営施業又は他者への請負により実施する場合、もう一方を実施する他の林業経営体との連携により一体的に実施できる体制	○	○
	②森林所有者への適切な更新の働きかけに取り組むこと（又は今後取り組むこと）	適切な更新については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は、再造林を基本とすること	○	○
4. 造林・保育の省力化・低コスト化	造林・保育の省力化・低コスト化に取り組んでいること（又は今後取り組むこと）	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の導入、低密度植栽、下刈りの省略など		○
5. 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保	①素材生産又は造林・保育に関し事業実績を有すること	前年1月1日以降に素材生産又は造林・保育を実施した実績を有すること		
	②目標とする素材生産量と造林・保育事業量に必要な実行体制（現場作業職員、林業機械等）を有していること（又は今後有すること）	直営の実行体制がない場合や直営だけでは目標とする事業量を実行できない場合は、他者への請負により実施するなどの連携体制ができていること	○	○
6. 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採・造林に関する行動規範の策定等を行っていること（又は今後行うこと）	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて守るべき行動規範が、各林業経営体や地域の実情に合わせて作成されること 林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に策定する場合のほか、所属する業界団体等が策定する場合や、行政が定めるガイドラインの遵守を約束する場合を含む	○	○
7. 雇用管理の改善と労働安全対策	雇用管理の改善及び労働安全対策に取り組んでいること（又は今後取り組むこと）	雇用管理の改善については、現場作業職員の常用化、月給制度や週休2日制の導入、計画的な研修の実施、社会保険・労働保険・退職金共済への加入など。労働安全対策については、リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、専門家による安全診断・指導など （労確法に基づく各都道府県の基本計画に定められた取組又はこれに準ずる取組）	○	○

## 別記2 森林経営集約化計画の認定基準

### (森林経営集約化計画)

登録申請者のうち、第5の2の森林経営の集約化に取り組む者（森林湖沼環境税の趣旨である自立した林業経営による森林管理を行う者）として認定を受けようとする者は、森林経営集約化計画（様式2）を策定し、第4の2各号の書類とともに、第4の1の登録申請書に添付するものとする。

また、既に第5の1の登録を受けている登録経営体が、新たに第5の2の森林経営の集約化に取り組む者として認定を受けようとするときは、森林経営集約化計画策定（変更）届出書（様式6）を知事に提出するものとする。

### (用語の定義)

森林経営の集約化とは、林業経営体が、森林所有者との森林経営委託契約の締結、林地の取得その他の手法により、立木の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施できる森林（他者への請負により実施するものを含む）を集積することであり、集約化面積とは、当該集積した森林（その時点において有効な契約等に基づくもの）の合計面積をいう。

また、森林経営集約化を図る区域とは、森林や路網整備の状況等から一体として整備することを相当とする森林を単位（「団地」という。）として、地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画等との整合を図りつつ、林業経営体が自ら経営を行おうとする森林の区域をいう。

### (認定基準)

基準1 計画期間が適切であること。

（原則として、林業経営体名簿への登録申請書（様式1）による登録年を始期とする5年間）

基準2 森林経営の集約化面積の目標が以下を満たすものであること。

① 5年後の集約化面積の目標が概ね 300ha 以上 であること。

（国有林にかかる事業が事業全体の過半を占める林業経営体にあつては概ね 100ha 以上）

② 10年後の集約化面積の目標が概ね 1,000ha 以上 であること。

（国有林にかかる事業が事業全体の過半を占める林業経営体にあつては概ね 300ha 以上）

③ 現状で①の基準面積以上の森林を集約化している林業経営体においては、現状以上となる目標を有すること。

基準3 森林経営集約化の推進方策が適切であること。